

#### 4. 建築設備における家屋と償却資産の区分

(1) 家屋の所有者が付加した建築設備で、家屋と構造上一体となって、その家屋の効用を高めるものは、本来家屋に含めて取り扱います。したがって、次に掲げる事業用のものは償却資産として取り扱います。

- ア 構造的に家屋と一緒にあってないもの
- イ 独立した機械及び装置としての性格の強いもの
- ウ 工場等における特定の生産又は業務の用に供される設備等

#### ＜償却資産と家屋の区分の例示＞

家屋と建築設備の所有者が同じ場合は、下表を参考にしてください。

項目	償却資産として申告するもの	家屋に含めるもの
電気設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備、受変電設備、中央監視制御装置等	屋内照明設備、配線、配管、ボックス類
電話・通信設備	電話機、電話交換機、電源装置、拡声装置設備等	配線、配管、ボックス類
動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
ガス設備	特定の生産又は業務用設備、メーターから外側の配管等	左記以外の設備
給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外排水管独立給水槽等	左記以外の設備
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
空調設備	ルームエアコン	パッケージエアコン、中央熱源方式によるもの
運搬設備	荷物用エレベーター、生産ライン用リフト、シート、ホイスト、クレーン、ベルトコンベアー等	エレベーター、リフト、エスカレーター、気送管設備
簡易間仕切り	床から天井に達しない程度のもの	床から天井に達する程度のもの

(2) 貸店舗などを借り受けて事業をされている方（テナント）が、自ら事業の用に供するために取り付けた内装、造作、建築設備等は、上記区分表にかかわらず、賃借人の方（テナント）に償却資産として固定資産税が課税されます。（地方税法第343条第10項、菰野町税条例第54条第8項）

賃借人の方（テナント）は、これらの設備を申告してください。